

◎新潟県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年2月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 馬下論瀬線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市笹堀字屋敷1390番1から	新	6.7～20.0メートル	188.2メートル
同市笹堀字下島1179番5まで	旧	4.5～8.4メートル	187.8メートル